

和歌山大学学部等学生の大学院授業科目履修に関する規程

制 定 令和 8 年 9 月 2 5 日

法人和歌山大学規程 第 2 9 6 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）第 2 9 条の 2 の規定に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）の学部等に在学する学生（以下「学部等学生」という。）で本学大学院の修士課程及び博士前期課程（以下「大学院」という。）に進学を希望している者が、大学院の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 早期履修により修得した単位は、学則第 7 4 条の規定に基づき、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部等学生に対して大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部等教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第 3 条 早期履修ができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 学部等学生で、4 年次に在学する者

(2) 大学院に進学を希望する者

(3) 所属学部等の長が学業優秀であると認め、かつ、大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると認めた者

(4) 早期履修の対象となる授業科目を開設する研究科の長が、当該授業科目を履修するために必要な学力を有すると認めた者

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(大学院授業科目)

第 4 条 早期履修の対象となる大学院授業科目は、各研究科があらかじめ定める。

(履修)

第 5 条 早期履修できる単位数の上限は、各研究科が別に定める。

2 早期履修は、所属学部等を卒業するために必要な授業科目の履修を妨げない範囲で認める。

(修得した単位の取扱い)

第 6 条 早期履修により修得した単位は、早期履修をした当該学部等学生が当該研究科に入学した場合に限り、その申請に基づき、研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 早期履修により修得した単位は、学部等規則の定める修得すべき単位数に含めることはできない。

3 学部等学生が早期履修した科目は、学部等における成績の評価の際は「大学院早期履修科目」として表記し、各早期履修科目の評価を付するものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、早期履修の実施及び運用に関し必要な事項は、学部等及び研究科が別に定める。

学部等学生の大学院授業科目履修に関する規程

附 則

この規程は、令和8年9月25日から施行する。